

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

茨木市生涯学習推進計画

【概要版】

きらめき はばたく まなびのまち 茨木



令和4年3月
茨木市

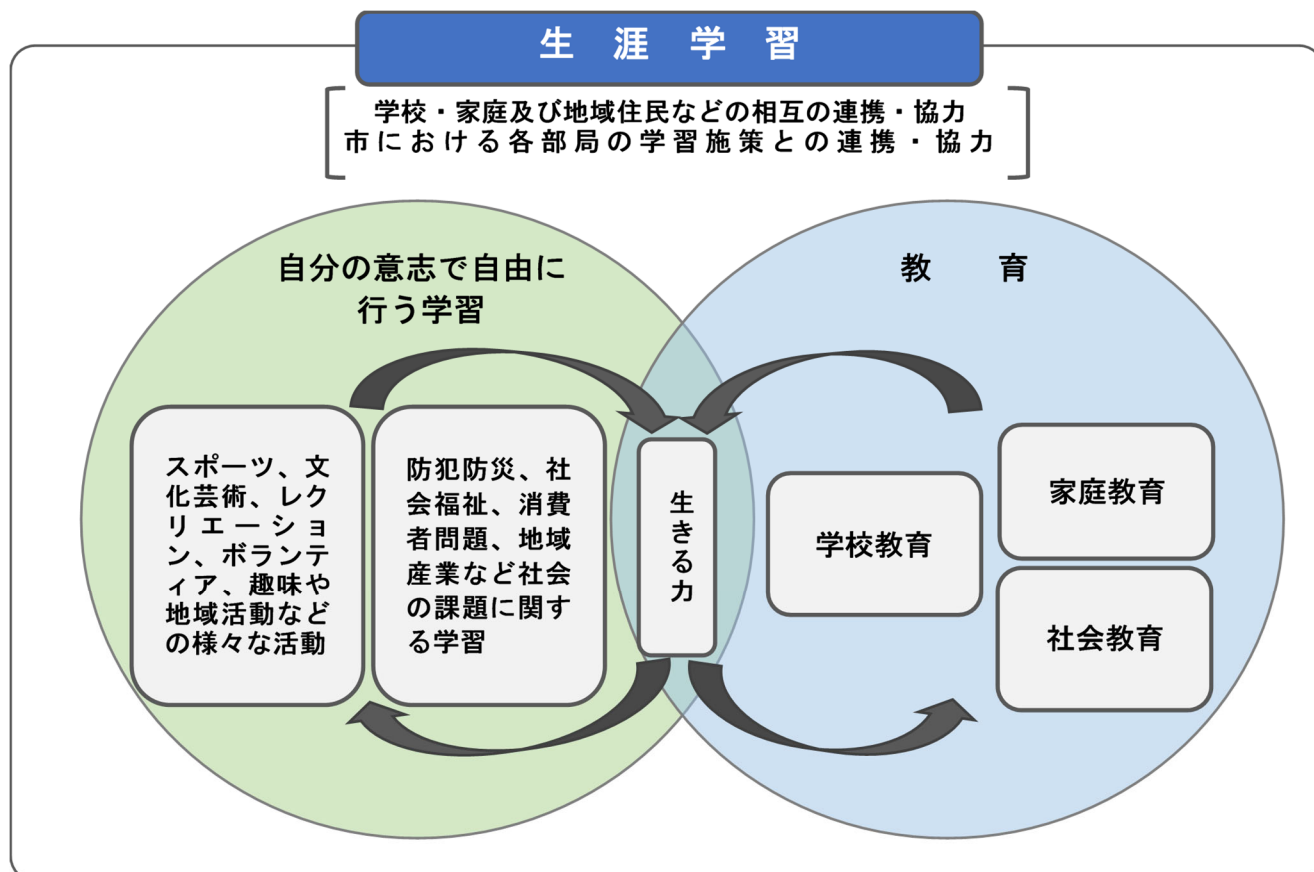


こちらのQRコードから、本計画をご覧いただけます。

生涯学習とは

一人ひとりが人生を楽しく豊かに生きるため、いつでも、どこでも、だれもが自分の意思で自由に行う学習をいいます。学校教育や社会教育において行われる学習だけでなく、スポーツ、文化芸術、レクリエーション等の趣味活動やボランティアのような地域活動、また防犯防災、社会福祉等の社会の課題に関する学習など様々な学習活動のことをいいます。

生涯学習と様々な学習・教育との関係について



計画の背景と目的

本市は、平成10年（1998年）に「茨木市生涯学習推進計画」を策定し、また、同年に「生涯学習都市宣言」を採択し、生涯学習活動を通して、「学ぶ喜びをまちの誇りや豊かさに結実していく」ことをめざし、学びの場を整備するとともに、生涯学習を活用し、住民が住みよいまちづくりを行っていく「生涯学習のまちづくり」を進めてきました。

その後、平成27年度（2015年度）を開始年度とする「第5次茨木市総合計画」において、「みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち」の実現に向けて、生涯学習の機会を増やし情報提供の充実などを図ってきました。

そして、近年、人生100年時代の到来、個人の価値観やライフスタイルの多様化、働き方改革による余暇時間の増減等の社会の変化にとともに、市民の学習に対するニーズは年々広がりや深まりを見せていることから、これまで進めてきた生涯学習施策の成果を踏まえ、今後の生涯学習支援のあり方を明らかにするため、新たな「茨木市生涯学習推進計画」を策定することといたしました。

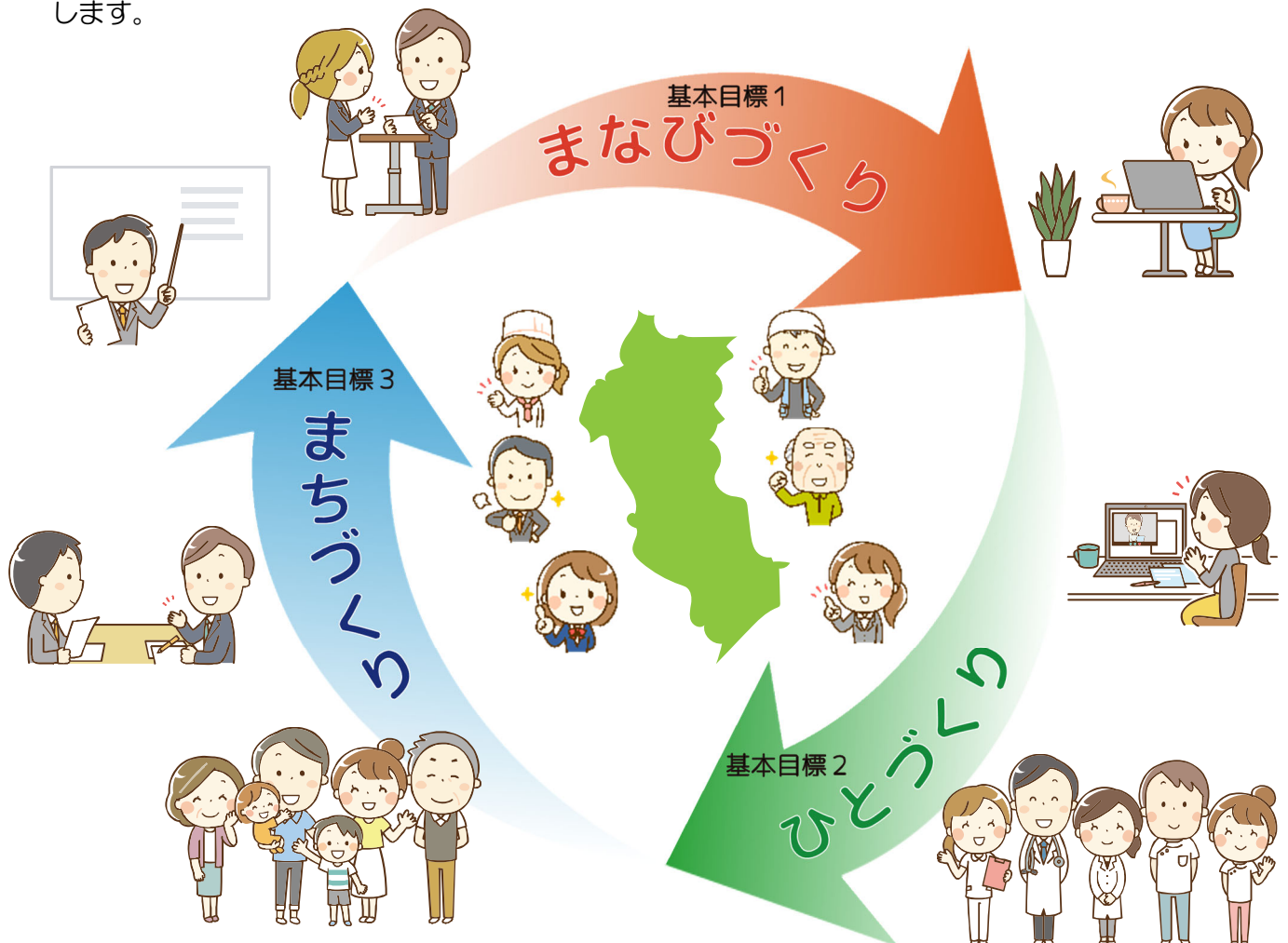
めざす姿

人生 100 年時代の到来に向けて、より長期にわたり豊かな人生を送るために、すべての市民が、いつでも、どこでも学ぶことができ、その学びを通して自己実現や生活の質の向上を図り、学んだ成果を地域社会に還元することができる、“学んで楽しい”と思える生涯学習活動のできるまちの実現をめざします。

きらめき はばたく まなびのまち 茨木

基本目標

めざす姿の実現に向けて、具体的な方向性を示すため、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進します。



計画の期間

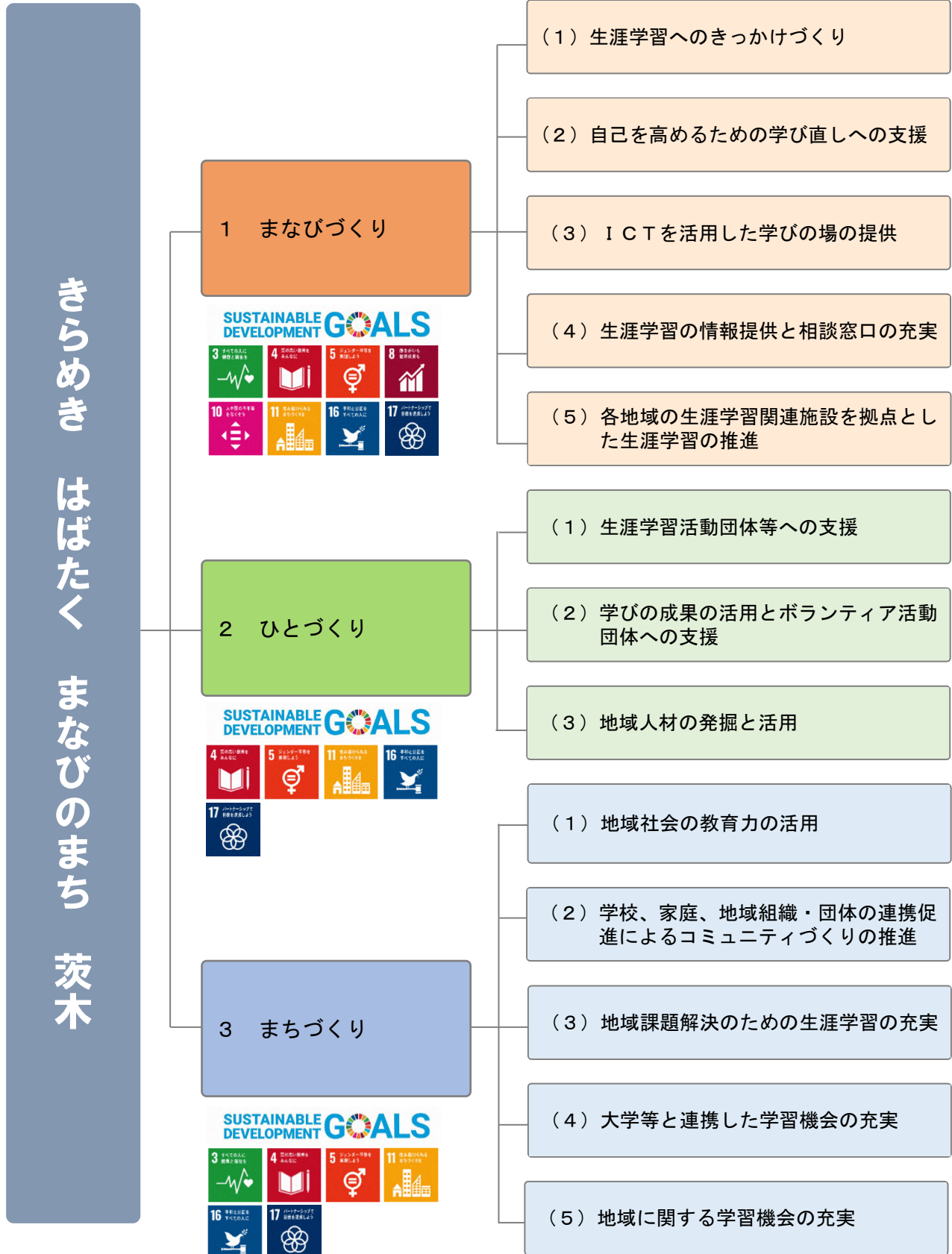
本計画の期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とします。なお、大幅な制度改正や社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画の体系

[めざす姿]

[基本目標]

[生涯学習の推進の取組]



本計画において、基本目標ごとにSDGs（持続可能な開発目標）の目標を位置づけ、整理を行うことにより、各主体がSDGsに対する理解を深めるとともに、各主体のさらなる連携を促し、取組を推進していきます。

生涯学習推進の取組

基本目標 1 まなびづくり

(1) 生涯学習へのきっかけづくり

① 様々な施設や関係機関と連携した生涯学習へのきっかけづくりの推進

- ・生涯学習センター等の生涯学習関連施設において、多様な分野における市民向け講座の充実を図ります。また、興味や関心を持つことができ、様々な対象者が参加しやすい日程とテーマを設定した講座の開催を検討します。
- ・産官学民の様々な機関が実施されている機能を包括的に統合し、市民が生涯学習を実施していくためのプラットフォームづくりを進めるとともに、大学や民間事業者（企業）等と連携して、専門的な内容や特色ある講座を開催します。
- ・様々な学習機会や行政等が実施する公開講座等の情報提供に努めます。

② 多様性を尊重した生涯学習へのきっかけづくりの推進

- ・人生 100 年時代の到来や超高齢社会が進む中で、生活課題の一つでもある健康問題に対応できるよう、健康の維持・増進を図っていくための健康づくりに関する生涯学習活動を推進します。
- ・人権、多文化共生、男女共同参画、環境、消費者問題、防災・減災等、現代的・社会的課題に対応した、多様な講座や事業を開催します。
- ・高齢者、働く世代、子育て世代、外国人等、すべての人々が自己実現をめざし、自由に学びの機会を得られるよう、学びやすい機会の提供に努めます。
- ・障害のある人が、教育やスポーツ、文化等の様々な生涯学習活動を行うことができるよう、活動内容等を含めた環境整備に努めます。
- ・子どもが夢や希望をもてる社会を実現するため、すべての子どもに対し、キャリア教育等の包括的な支援を推進します。
- ・親子のふれあい活動などの充実を図り、家庭の教育力を高める活動を推進します。

③ 新しい生活様式に対応した生涯学習活動の推進

- ・新しい生活様式に対応する、ICT を活用した「オンラインによる学び」と安全に配慮した「対面による学び」を組み合わせた生涯学習活動の推進に努めます。

(2) 自己を高めるための学び直しへの支援

- ・社会人が学び直しのできる機会を充実させるため、大学や民間事業者（企業）との連携を強化し、学習ニーズを踏まえた生涯学習の機会を提供します。
- ・すべての市民のキャリア向上を図り、今後の職業に活かすことができる多様な学習機会の提供や支援方法を検討します。
- ・めまぐるしく変化する社会情勢に対応できるよう、市民が社会を担う力を高め、自己を高めることのできる生涯学習の機会を提供します。

(3) ICT を活用した学びの場の提供

- ・インターネットを利用した学習が増えていることに伴い、いつでも、どこでも学習できるよう、スマートフォンやパソコン等を活用した学習機会の提供に努めるとともに、公共施設でのインターネットの環境整備を進めていきます。また、電子通信機器に不慣れな方を対象にした講習会などの実施に取り組むとともに、インターネットを利用しない市民に対しても配慮に努めます。
- ・超高齢社会を見据え、大学や民間事業者（企業や病院など）で実施している講座等を、インターネットを活用し、市民に公開することのできる環境づくりを検討します。

(4) 生涯学習の情報提供と相談窓口の充実

① 生涯学習センター等による情報提供及び相談窓口の充実

- ・生涯学習センター等の生涯学習関連施設において、様々な学習情報を提供することにより、市民の学習活動を支援します。
- ・生涯学習に関する相談や問い合わせに対して、生涯学習事業やグループ・サークル、教育機関などによる学習活動の情報が提供できるよう、生涯学習センターにおける機能の充実を図ります。

② 電子媒体等を含めた多様な媒体を活用した情報提供の推進

- ・メールマガジン、SNS、市公式総合アプリ（いばライフ）などの電子媒体を活用し、いつでも、どこでも、新たな生涯学習の情報を入手できる環境整備を進めます。
- ・電子媒体を活用していない市民に対しても、情報誌、広報誌、チラシ等を活用し、講座やイベント等の生涯学習情報を提供します。また、掲載方法を工夫し、対象に応じた情報提供を行います。

(5) 各地域の生涯学習関連施設を拠点とした生涯学習の推進

- ・各地域の公民館やコミュニティセンター等の生涯学習関連施設において、市民が身近な場所で、自由な時間帯に、主体的に学習活動を行うことができる環境の確保や、持続可能な社会づくりの担い手を育むための学習活動を推進します。
- ・生涯学習センターの運営のあり方について、生涯学習拠点施設の機能がさらに充実するよう、指定管理の導入も視野に入れ、検討を行います。

基本目標
2

ひとつづくり

(1) 生涯学習活動団体等への支援

- ・生涯学習活動団体や「社会教育の推進を図る活動」、「まちづくりの推進を図る活動」、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」などの様々な活動を行っているNPO法人等に対し、市のイベント情報の提供や、生涯学習活動団体が情報を発信する機会の提供に努めます。

(2) 学びの成果の活用とボランティア活動団体への支援

- ・生涯学習センターにおけるきらめき講座等の講座受講後の継続的な学習や活動を支援します。
- ・学びや体験の成果を活かし、指導者として活躍する機会を提供できるよう、生涯学習センターボランティア講師による講座や、放課後子ども教室、公民館・コミュニティセンター等の講師など、出番づくりを支援します。
- ・生涯学習センターにおいて、市民活動センターやボランティアセンターなどの関係機関と連携を図り、ボランティア活動の支援に努めます。

(3) 地域人材の発掘と活用

- ・地域社会で生涯学習活動を行っている方を、地域人材として発掘するとともに、その地域人材が地域社会で生涯学習活動を推進していくことができるよう、指導者として育成、養成することのできる仕組みづくりを検討します。
- ・障害のある人や高齢者、外国人など、すべての人々が生涯学習活動を実施することができるよう、支援者の育成や学びの機会の提供を検討します。

基本目標
3

まちづくり

(1) 地域社会の教育力の活用

- ・各小学校において、地域住民の参画を得て放課後子ども教室を実施し、遊びや学習、体験活動の機会を通して子どもたちに安全・安心な居場所の提供に努めます。また、大学生等に子どもと関わる機会を提供するため、放課後子ども教室でのボランティア体験の充実に努めます。

(2) 学校、家庭、地域組織・団体の連携促進によるコミュニティづくりの推進

- ・地域社会における生涯学習に関する様々な資源を有効に活用し、学校・家庭・地域組織・団体がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、地域社会のコミュニティづくりに努めます。

(3) 地域課題解決のための生涯学習の充実

- ・各地域が抱える課題や問題を地域社会で解決することができるよう、健康、人権、男女共同参画、家庭・家族、消費者問題、交通、科学技術、情報化、雇用等の課題に関する講座の充実に努めます。

(4) 大学等と連携した学習機会の充実

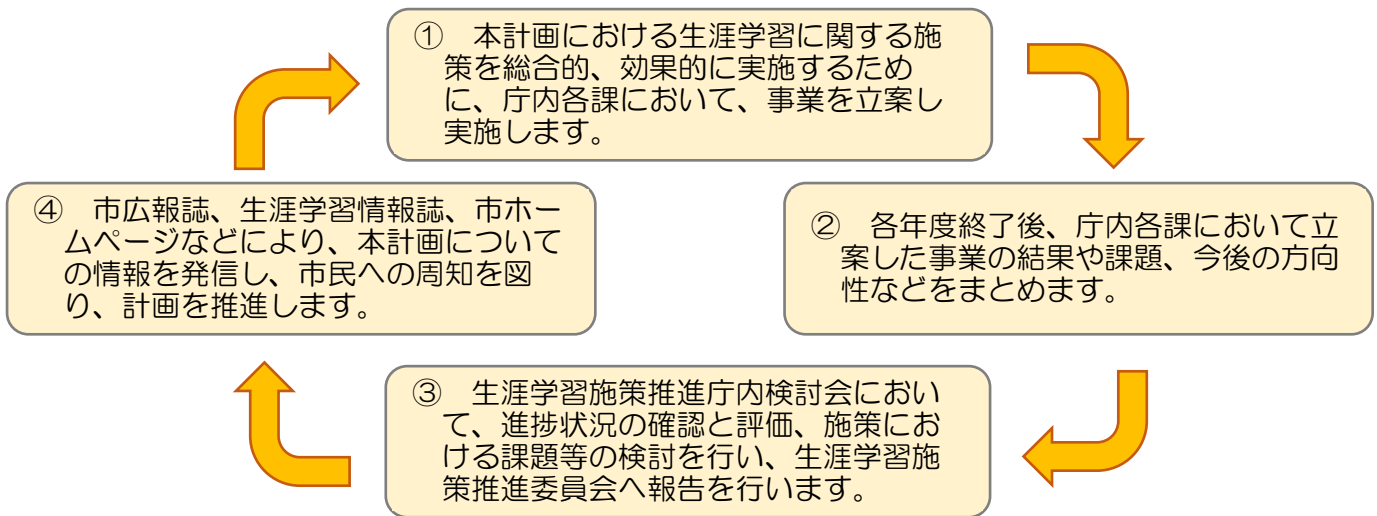
- ・専門的かつ特色ある学習内容を提供するため、大学など高等教育機関と連携した講座・教室の拡充を推進します。

(5) 地域に関する学習機会の充実

- ・地域の産業、歴史、自然、特色等の学習を通して、地域社会への関心を高め、地域を愛する心を育み、地域社会での生活を向上させるための課題意識を持つことができる学習機会の充実に努めます。

生涯学習に関するご相談は、『生涯学習センターきらめき』へ
大阪府茨木市畑田町1番43号（生涯学習センターきらめき）
電話：072-624-8182
E-mail：kirameki@city.ibaraki.lg.jp

計画の進行管理、評価方法



生涯学習都市宣言

本市では、平成10年（1998年）11月3日に生涯学習都市宣言を採択し、「生涯学習のまちづくり」を進めています。

平成10年（1998年）11月3日採択

わたくしたちは 生(い)きています
みどりと歴史(れきし)に恵(めぐ)まれた 茨木(いばらき)の地(ち)に
生(い)きているかぎり わたくしたちは
学(まな)びつづけます
自分自身(じぶんじしん)の可能性(かのうせい)と 善(よ)さを 見(み)い出(だ)すために
宇宙(うちゅう)の星(ほし)ほし 世界(せかい)の友達(ともだち)と
手(て)をとりあって
愛(あい)と 叡知(えいち)と 真実(まこと)にあふれ
文化(ぶんか)のかおり高(たか)いこのまちで
茨木市民(いばらきしみん)の願(ねが)いを活(い)かし
人間(にんげん)として尊厳(そんげん)を思(おも)い
生涯学習(しょうがいがくしゅう)の場(ば)と機会(きかい)をささえるために
茨木市(いばらきし)は
市制施行50周年(しせいしこう50しゅうねん)にあたり
生涯学習都市(しょうがいがくしゅうとし)とすることを宣言(せんげん)します

茨木市生涯学習推進計画（概要版）

発行 : 令和4年（2022年）3月
茨木市
編集 : 茨木市 市民文化部 文化振興課
〒567-0028 大阪府茨木市畑田町1番43号（生涯学習センターきらめき）
電話：072-624-8182 ファックス：072-622-1268 E-mail：kirameki@city.ibaraki.lg.jp

この冊子は1000部作成し、一部あたり60円です。